

# 第275回鳥取県内水面漁場管理委員会

日 時 平成30年7月26日（木） 14時30分から  
場 所 上井公民館2階 視聴覚室  
倉吉市大平町319-1

## 議 事 次 第

- 1 開会
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議事
  - (1) 漁業権の免許切替えに係る免許申請者の適格性等について
  - (2) 遊漁規則の認可申請について（諮問）
  - (3) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について（諮問）
  - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉会

## 第 2 7 5 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

<委員会>

(任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園校長、 元鳥取県立博物館副館長、 国土交通省環境アドバイザー	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 自然保護官補佐		

<鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	研究員	田中 靖
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係 長	丹下 菜穂子

<委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次 長	石原 幸雄	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書 記	高橋 健太	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当

# (案)

## 諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

平成30年6月5日付鳥取県告示第386号で公示した内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、別紙の者から免許申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第12条及び第130条第4項の規定により諮問します。

平成30年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治

## 内水面漁業権申請書類一覧

### 内共第4号第1種共同漁業権及び第5種共同漁業権

公示 番号	申請者の住所・氏名	免許 申請 書	添 付 書 類				免許適格要件 $B/A \geq 2/3$		
			免許 適格 者届	総会 議事 録の 抄本	登記 簿謄 本	印鑑 証明 書	関係地区内に住所 を有し、1年に30日 以上漁業を営む者の 属する世帯数(A)	(A)のう ち組合員 が属する 世帯数 (B)	B/A (%)
内第 4 共号	鳥取市湖山町南一丁目969番地5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上和男	○	○	○	○	○	26	26	100

# 適格性の審査について

## 1 組合員数及び議決数並びに免許適格性等

公 示 番 号	申請者の住所・氏名	総会議決要件 B/A $\geq$ 2/3				免許適格要件 B/A $\geq$ 2/3		
		正組合員総数	出席者数 (書面、委任状含む) : A	議決数 : B	B/A (%)	関係地区内に住所を有し、1年に30日以上漁業を営む者の属する世帯数 : A	Aのうち組合員が属する世帯数 : B	B/A (%)
内 第 4 号 共	鳥取市湖山町南一丁目 969 番地 5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上和男	3 4	2 5	2 4	9 6	2 6	2 6	1 0 0

## 2 参考条文

### (1) 共同漁業権の免許についての適格性（漁業法第14条第6項、第8項）

組合員のうち、1年に30日以上漁業を営む者（湖沼）、1年に30日以上水産動物の採捕又は養殖をする者（河川）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に30日以上漁業（採捕又は養殖）をする者の属する世帯の数の3分の2以上であること。

### (2) 共同漁業権の免許についての優先順位（漁業法第15～17条）

適格性を有する漁協（又は漁連）に免許されるため優先順位はない。

### (3) 漁業権を免許しない場合（漁業法第13条）

- ア 適格性がない場合。
- イ 公示した漁場計画と異なる申請をした場合。
- ウ 同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る場合。
- エ 漁場の敷地が他人の所有（占有）に属する場合において、その所有者の同意がない場合。

### (4) 海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)への諮問（漁業法第12条、第130条第4項）

免許の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。  
この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

### (5) 総会での必要議決数（水協法第50条）

漁協の総会で特別決議（総組合員の1/2以上の出席があり、かつ出席者の2/3以上の議決）が必要。

【免許条件の審査】

(水産課審査結果)

1 漁業法第 13 条【免許をしない場合】の要件に該当しない	○
1) 申請者が第 14 条に規定する適格性がない場合	該当せず
2) 第 11 条第 5 項の規定により公示した漁場計画と申請が異なる場合	該当せず
3) 同種漁業を内容とする漁業権の不当な集中になるおそれのある場合	該当せず
4) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の土地の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき	該当せず
2 漁協の総会で特別決議がなされている。(水協法第 50 条) →正組合員の 1/2 以上が出席し、その 2/3 以上をもって議決の必要あり。	○ (総会議事録により議決確認)

【適格性の審査】

(水産課審査結果)

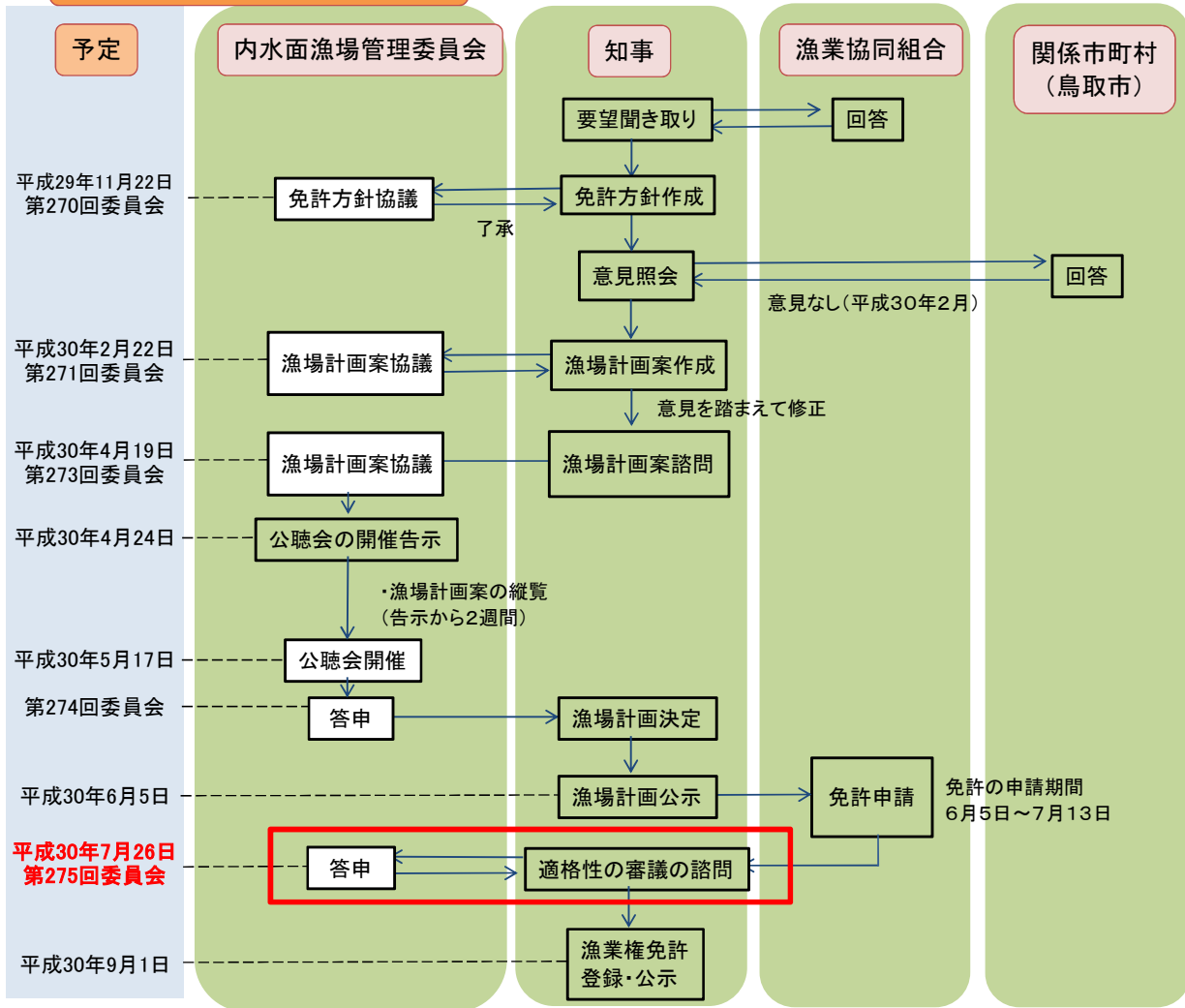
○共同漁業権(第一種、第五種)の適格性(漁業法第 14 条第 6 項、第 8 項) ・漁場計画に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会 ・関係地区内に住所を有し、当該内水面において 1 年に 30 日以上漁業を営む者(湖沼)、当該河川において 1 年に 30 日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者(河川)の属する世帯のうち組合員の属する世帯が 2/3 以上であること ・組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない(業種別漁協でない)	○ (提出書類により適正と判断)
--	---------------------

■優先順位

(1) 共同漁業権

適格性を有する漁業協同組合に免許されるため優先順位はなし(漁業法第 14 条第 8 項)

# 漁業権免許までのスケジュール





## 諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

平成30年6月5日付鳥取県告示第386号で公示した内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、遊漁規則の認可申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成30年7月19日

鳥取県農林水産部水産振興局長 小畑 正一





## 遊漁規則認可申請書一覧表

公示 番号	申請者の住所・氏名	認可申 請書	添 付 書 類				総会議決要件 B/A $\geq$ 1/2		
			遊漁 規則	総 会 議 事 録 の 抄 本 (写)	登 記 簿 謄 本 (写)	印 鑑 証 明 書 (写)	出席者数 (書面、委 任状含む) : A	議決数 : B	B/A (%)
内 第 4 共 号	鳥取市湖山町南一丁目 969-5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上和男	○	○	○	○	○	25	24	96

内共第4号第5種共同漁業権免許切替えに係る遊漁規則の変更点

認 可 後	現 行																																								
<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 第1項～第4項 (略)</p> <p><u>3 削除</u></p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(全長制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">魚種</th> <th style="text-align: center;">漁具・漁法</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">こい</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">さお釣り、手 釣り、たも網、 徒手採捕</td> <td style="text-align: center;">1日1,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふな</td> <td style="text-align: center;">円、1年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うなぎ</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">わかさぎ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">しらうお</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">えび</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市に住所を有する者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)</td> <td style="text-align: center;">前項に規定する額の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	こい	さお釣り、手 釣り、たも網、 徒手採捕	1日1,000	ふな	円、1年	うなぎ	10,000円	わかさぎ		しらうお		えび		区 分	遊漁料	鳥取市に住所を有する者	無料	鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者	無料	鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)	前項に規定する額の2分の1の額	<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 第1項～第4項 (略)</p> <p><u>3 鳥取市に住所を有する者については、申請して承認を得なければならないが、遊漁料は免除される。</u></p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(全長制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1月1日から12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1日限り</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中学生以下の者及び80歳以上</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)</td> <td style="text-align: center;">前項に規定する額の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">へらぶな釣りの団体に所属する者</td> <td style="text-align: center;">前項に規定する額の5分の3の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市に住所を有する者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	遊漁料	1月1日から12月31日まで	10,000円	1日限り	1,000円	区 分	遊漁料	中学生以下の者及び80歳以上	無料	高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)	前項に規定する額の2分の1の額	へらぶな釣りの団体に所属する者	前項に規定する額の5分の3の額	鳥取市に住所を有する者	無料
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																							
こい	さお釣り、手 釣り、たも網、 徒手採捕	1日1,000																																							
ふな		円、1年																																							
うなぎ		10,000円																																							
わかさぎ																																									
しらうお																																									
えび																																									
区 分	遊漁料																																								
鳥取市に住所を有する者	無料																																								
鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者	無料																																								
鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)	前項に規定する額の2分の1の額																																								
期 間	遊漁料																																								
1月1日から12月31日まで	10,000円																																								
1日限り	1,000円																																								
区 分	遊漁料																																								
中学生以下の者及び80歳以上	無料																																								
高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)	前項に規定する額の2分の1の額																																								
へらぶな釣りの団体に所属する者	前項に規定する額の5分の3の額																																								
鳥取市に住所を有する者	無料																																								

3 (略)	3 (略)
第8条から第11条 (略)	第8条から第11条 (略)
附則 (略)	附則 (略)

## 2 行使規則との比較

漁協の組合員を規制する行使規則と遊漁規則を比較した場合、両規則の間に差が設けられているもの。

行使規則	遊漁規則
○漁法：さお釣り（引懸（ゾロ）、ルアー、撒き餌（アミ）を除く）、投網、定置網、地曳網、四つ手網、石がま、刺網、船びき網等（対象漁業ごとに規定）	○遊漁方法：さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）、ルアーを除く）、たも網、徒手採捕 ※船又はいかだ等、撒き餌（アミ）の禁止

## 3 審査基準（漁業法第129条第4項、第5項抜粋）

○都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

○都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

① 遊漁を不当に制限するものでないこと。

② 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

参考：水産庁技術的助言より抜粋

① 「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最低限以外の制限をいうものと解されます。

② 遊漁料の額の妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する経費」には、種苗又は親魚購入費、放流事業費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする経費はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等も含まれます。

## 湖山池漁業協同組合

### 内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

#### (目的)

第1条 この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえび。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。'
- 2 前項の規定による申請は、別記様式第1号の申請書でしなければならない。'
  - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
  - 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を第7条第3項の方法により、組合に納付しなければならない。'

#### (漁具又は漁法等の制限)

- 第3条 次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。'
- 1 さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）、ルアーを除く）
  - 2 たも網
  - 3 徒手採捕
- 2 第1項の場合において、船又はいかだ等を用いてはならない。
  - 3 第1項の場合において、撒き餌（アミ）をしてはならない。

#### (遊漁期間)

第4条 次の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁法に関して右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	漁法	期 間
こい、ふな、	たも網、	7月16日から翌年5月14日まで、
しらうお、	たも網、	4月1日から翌年1月31日まで、

(禁止区域等)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鳥取市金沢における長柄川河口から上流 500m及び同河口から右岸 150m、左岸 50mの間の沖合 100mの区域、	1月1日から 12月31日まで、
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の区域、	
石がま、	
石がまの周辺 18mの区域、	10月1日から 7月15日まで、
鳥取市福井における福井川河口から上流 660mの区域、	5月15日から 7月15日まで、
鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域、	
鳥取市松原における枝川河口から上流 595mの区域、	
鳥取市高住における高住川河口から上流 315mの区域、	
鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域、	
鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流 370mの垂井川の区域、	

2 次の左欄に掲げる魚種については、中欄の区域内において、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

魚種	区 域	期 間
こい及びふな	湖山池	5月15日から 7月15日まで
しらうお	鳥取市高住字濱手136番地の13から158番地の2にかけての岸から沖合30mの間	3月1日から 5月31日まで
	鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合30mの間	
	鳥取市良田字大黒見638番地から鳥取市松原字新開田597番地1にかけて岸から沖合30mの間	
	鳥取市金沢字町山分758番地から字大門山分757番地にかけて岸から沖合30mの間	
	鳥取市三津1232番地の3から1233番地の1にかけて岸から沖合30mの間	

3 次の表の左欄に掲げる区域において中欄に掲げる禁止漁具又は漁法により、右欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

区 域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
湖山川（鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域）	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15 cm以下
う な ぎ	30 cm以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	さお釣り、手釣り、たも網 徒手採捕	1日1,000円、1年10,000円
ふな		
うなぎ		

わかさぎ	さお釣り、手釣り、たも網 徒手採捕	1日 1,000 円、1年 10,000 円
しらうお		
えび		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表右欄のとおりとする。

区 分	遊漁料
鳥取市に住所を有する者 /	無 料
鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者 /	無 料
鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者（手帳所持者による。） /	前項に規定する額の2分の1の額

3 遊漁料の納付は、湖山池漁業協同組合事務所（鳥取市湖山町南一丁目 969-5）においてしなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 遊漁者が第2条第1項に違反したときの遊漁料は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料に10,000円上乗せした額とする。

2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に

納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、認可の日から発効する。





## 諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

千代川漁業協同組合から別添写しのとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成30年7月18日

鳥取県農林水産部水産振興局長 小畑 正一



## 千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権 遊漁規則の変更の認可について

### 1 今回の変更内容

#### ・禁止区域及び禁止期間等

鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域及び鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域について新たに友釣専用区を設定する。

友釣専用区の設定期間の終了日を7月31日から8月31日までとすることで組合員及び遊漁者のニーズに対応する。

※同内容で行使規則の変更許可申請認可済み（平成30年5月24日付けで認可）

### 2 実施時期

平成31年2月1日から施行する。

### 3 委員会に諮問をする根拠

#### ・漁業法第129条第3項

遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### ・漁業法第129条第4項

第1項又は第3項の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

#### 4 認可に係る審査基準

##### ・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	○

##### ・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
議会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者の内過半数以上の賛成	○

(参考) 総代の人数95名のうち、77名が出席(内:賛成過半数以上)

##### ・水産庁通知(技術的助言:平成24年9月7日付24水管第1419号)

###### 5 遊漁規則の認可(抜粋)

(1)～(2) 略

(3) 遊漁規則の認可に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に基づく審査基準を作成し、その基準に従い審査を行う必要があります。基準の中には、(2)の申請書及び添付書類も盛り込んでください。審査に当たっては、法第129条第5項に基づき、以下の事項を具体的に審査し、認可の可否を決めてください。

「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外をいうものと解されます。したがって、

- ア 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではありません。
- イ 水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止等からみて採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具漁法の使用を禁ずることは不当ではありません。
- ウ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当です。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当です。
- エ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当です。

# 河原地区友釣専用区

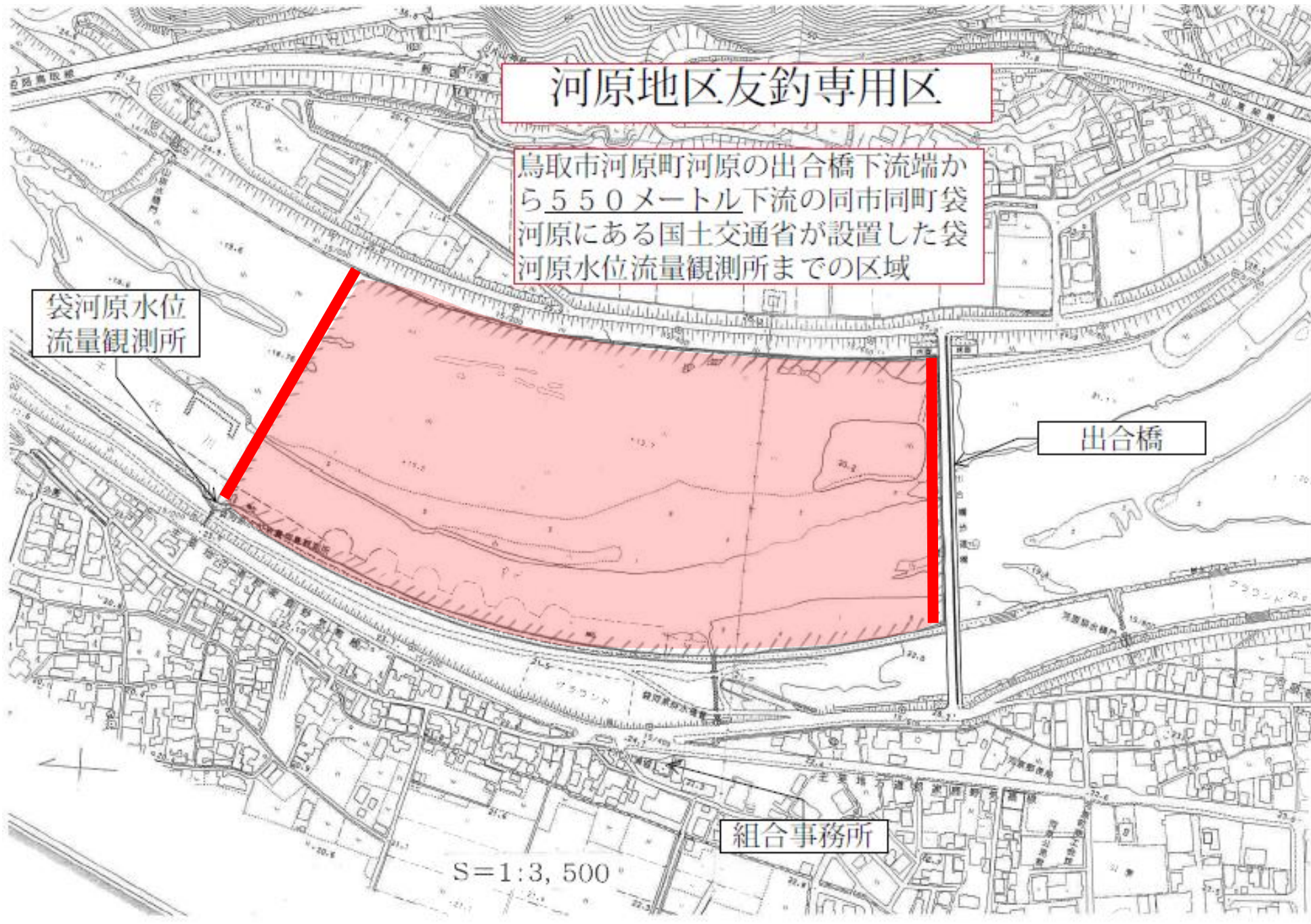
鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域

袋河原水位  
流量観測所

出合橋

組合事務所

S=1:3,500



# 佐治地区友釣専用区

鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流  
端から1,150メートル下流の同  
市同町加瀬木の加瀬木橋上流  
端までの区域

加瀬木

入江橋

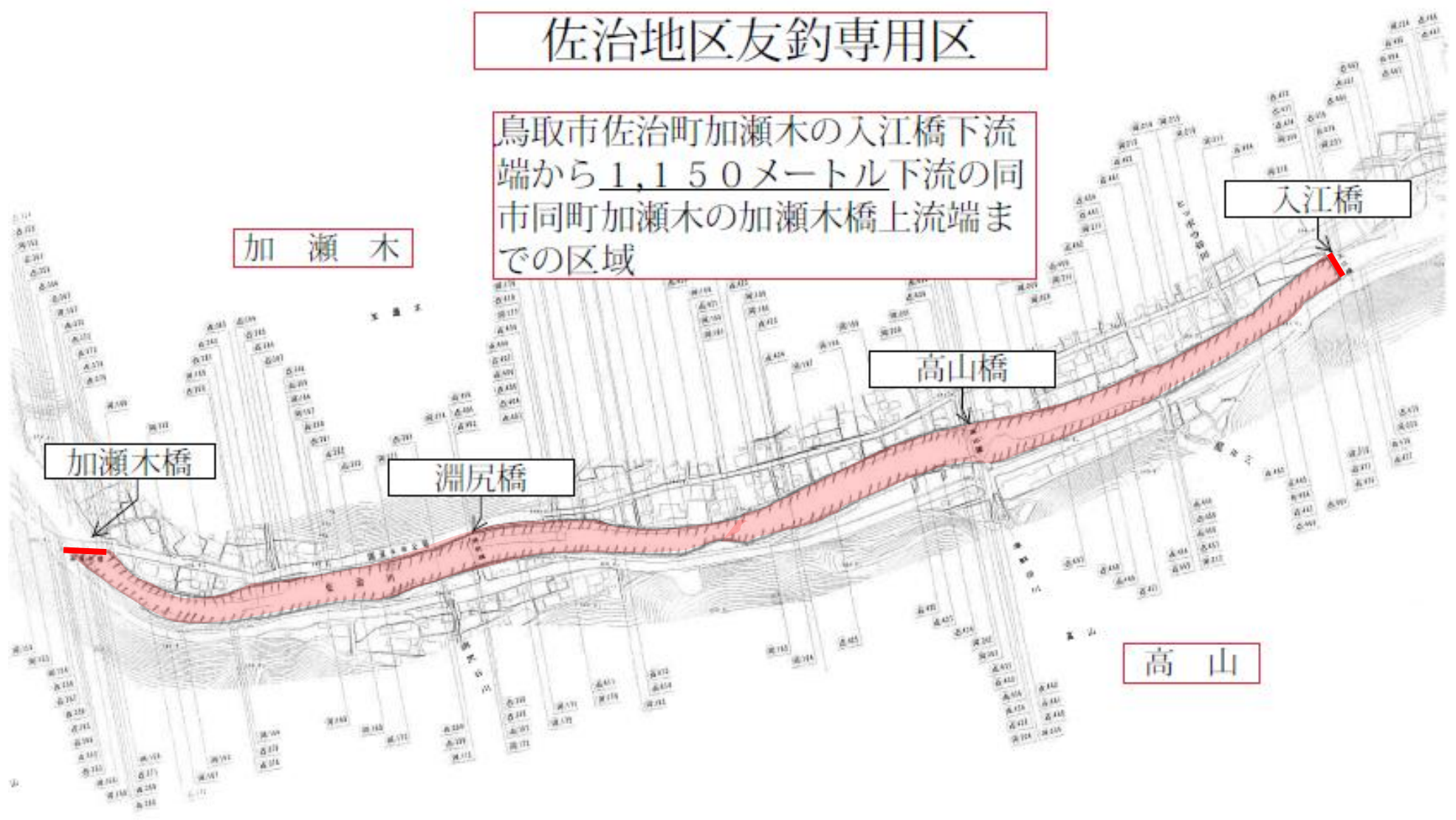
高山橋

加瀬木橋

淵尻橋

高山

縮尺：4285分の1



様式第4号

遊漁規則変更認可申請書

平成30年5月11日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取市河原町長瀬34-5

千代川漁業協同組合

代表理事組合長 小林 功



平成25年9月3日鳥取県告示第662号によって公示された内共第1号に係る  
第5種共同漁業権について、別添のように千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同  
漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

## 遊漁規則変更理由書

- 1、鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域及び鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域について新たに友釣専用区を設定するとともに設定期間を7月31日までから8月31日までとし期間を延ばすことで組合員及び遊漁者のニーズに対応する。

## 新 旧 対 照 表

変 更 案	現 行																				
<p>第1条から第2条 (省略)</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 次の表に掲げる区域内 (以下「友釣専用区」という。) においては、6月1日 (3、4及び6の区域については6月15日) から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り (友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。) 以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 5%; text-align: center;">1</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td><u>鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td><u>鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域</u></td></tr> </table> <p>第4条 ～ 第11条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>この規則は、鳥取県知事の認可のあった日の翌日以降最初に到来する2月1日から施行する。</u></p>	1	(省略)	2	(省略)	3	(省略)	4	(省略)	5	<u>鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域</u>	6	<u>鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域</u>	<p>第1条から第2条 (省略)</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 次の表に掲げる区域内 (以下「友釣専用区」という。) においては、6月1日 (3及び4の区域については6月15日) から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り (友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。) 以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 5%; text-align: center;">1</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>(省略)</td></tr> </table> <p>第4条 ～ 第11条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	1	(省略)	2	(省略)	3	(省略)	4	(省略)
1	(省略)																				
2	(省略)																				
3	(省略)																				
4	(省略)																				
5	<u>鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域</u>																				
6	<u>鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域</u>																				
1	(省略)																				
2	(省略)																				
3	(省略)																				
4	(省略)																				



## 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則(H30 変更後)

### (目的)

第1条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第7条第1項、第2項及び第3項に定める額を同条第4項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

### (漁具又は漁法等の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。

- 一、さお釣り
- 二、手釣り
- 三、やす
- 四、徒手採捕
- 五、たも網
- 六、投網
- 七、鶺川
- 八、四つ手網
- 九、川舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
四つ手網	1人1統とすること。
鶺川	1人1統とし、従事者は6人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣り専用区」という。）においては、6月1日（3、4及び6の区域については6月15日）から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市同町鷹狩の美成橋上流端までの区域
2	八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域
3	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域
4	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域
5	鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域
6	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こ い	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て。 なお、さお釣りに引懸(ゾロ)を含む。	6月1日から同月14日まで
	投網	6月15日から同月30日まで
上記以外の区域(ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。)	さお釣(引懸(ゾロ)に限る。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで

八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て	11月1日から翌年1月31日まで
---	----------------------	------------------

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月 1日から 12月31日まで
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤（関谷堰）上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
八頭郡八頭町島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の区域	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4月 1日から 6月30日まで
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1800メートルの区域	9月26日から 11月10日まで
鳥取市秋里の潮止えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月 1日から 5月31日まで

(全長制限)

第6条 やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	8,000円	
		1日限り	3,000円	
やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）及びにじます	さお釣り等	年 間	5,000円	
		1日限り	3,000円	
あゆ、さくらます、さつきますす及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）	年 間	12,000円	
	鵜川	年 間	50,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,000円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	8,000円
	川舟（無動力船1隻によるものに限る。）	年 間	30,000円	

② 平成26年2月1日以降適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	9,000円
		1日限り	3,500円
やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）及びにじます	さお釣り等	年 間	5,500円
		1日限り	3,500円
あゆ、さくらます、さつきますす及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）	年 間	13,500円
	鵜川	年 間	55,000円

	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年間	9,000円
	川舟（無動力船1隻によるものに限る。）		年間	33,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

区 分	遊 漁 料
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円

② 平成26年2月1日以降適用

区 分	遊 漁 料
75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,500円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,700円

3 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また本条第2項各号の適用を受けた70歳以上の者又は75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34-5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

（遊漁証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

No. 遊 漁 証		25
※遊漁証の再発行は理由の如何に係わず致しません。		
住 所	市 町 郡 村	
氏 名		
生年月日	大・昭・平 年 月 日生	
遊漁料金	一金 円也	
有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

裏面の注意書きを読んで下さい

交付場所	
平成 年 月 日	
千代川漁業協同組合長 印	

- (注) 1 最上段の右欄には発行年度が入る。  
2 溪流の遊漁証の場合は、最上段の「遊漁証」の右側に「溪」が入る。

裏

注意事項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則及び鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間 (別に禁止区域は期間があります)

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日までにじます、あまご
- ・こい 5月15日から6月14日まで

あゆ	智頭・若桜	2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで
	上記以外の地区	9月26日から翌年5月31日まで (※佐治は9月26日から翌年6月14日まで)

- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1, 800メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

- 第10条 漁業監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。  
2 漁業監視員は、次の様式による漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表	裏
<b>漁業監視員証</b>	<b>組合員之証</b>
氏名 ○ ○ ○ ○	第 ○○○○ 号
注意事項	住 所 :
本証は漁業の際必ず携帯のこと。 本人以外には使用できません。	氏 名 :
	生年月日 :    年   月   日生
	千代川漁業協同組合 印

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。  
2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の3の区域に係る変更は平成27年2月1日から施行する。
- 2 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の4の区域に係る変更は平成28年2月1日から施行する。
- 3 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の1の区域に係る変更は平成30年2月1日から施行する。

